

伊丹市告示第 68 号

令和 8 年 4 月 13 日

伊丹市長 中田 慎也

使用料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、伊丹市立体育施設条例別表第 6 に規定する使用料の徴収に関する事務を次の通り委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地
南小学校地区自治協議会
会長 篁 忠夫
伊丹市御願塚 3 丁目 10 番 17 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
伊丹市立体育施設条例別表第 6 に規定する使用料
- 3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 公金事務の委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日

以上